

(参 考)

日本工業規格

舟艇－船体の識別－番号付与システム（抜粋）

Small craft – Hull identification – Coding system

J I S F 0 0 8 0 (I S O 1 0 0 8 7)

1. 適用範囲 この規格は、次の事項を明らかにし、舟艇の船体の識別を明確に行うための番号付与システムについて規定する。

- － 国名コード
- － 製造業者の識別コード
- － 製造番号
- － 製造年月日
- － モデルイヤー

この規格は、艇長 24 m 以下のすべての艇種及び材質の舟艇に適用する。この規格は、レジャー用の海上遊具に属するものには適用しない。

2. 引用規格 略

3. 定 義 この規格では、次の定義を適用する。

船体識別番号：数字、英字及びハイフンを連ねた船体固有の番号で、船体に恒久的に標示するもの。

4. 船体識別番号の構成 船体識別番号は、14 の連続する文字と一つのハイフンで構成し、スペース、斜線又はダッシュを使わず 4.1～4.4 までに示すとおりとしなければならない。

4.1 はじめの 2 文字は、当該舟艇が製造された国名コードであって、JIS X 0304 の 2 文字コードに規格されている。2 字のあとにハイフンがくる。－（略）－

（主な国名コード：日本 JP、アメリカ合衆国 US、カナダ CA、オーストラリア AU、ニュージーランド NZ、イギリス GB、フランス FR、イタリア IT、スウェーデン SE、フィンランド FI）

4.2 次の 3 字は、製造業者固有の識別コードであり、管轄官庁又は承認された団体が付与する。これらの字は英字としなければならない。

4.3 次の 5 字は、当該舟艇の製造番号であり、製造者が付ける。製造番号は数字、英字及び／又はこれらの組合せとするが、英字の I、O 及び Q は用いない。

4.4 末尾の 4 字のはじめの 2 字は、製造の月及び年、残りの 2 字はモデルイヤーに当てる。

製造の月のコードは、表 1 のとおりとしなければならない。

表 1 製造月のコード

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
コード	A	B	C	D	E	F

月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
コード	G	H	I	J	K	L

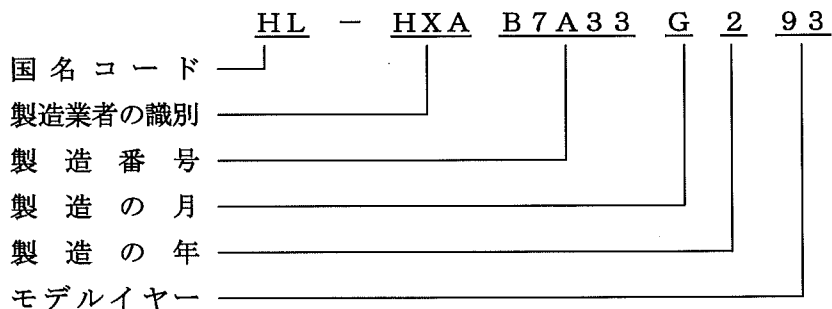
製造の年は、製造年の西暦の末尾の数字によって識別しなければならない。

モデルイヤーは、該当する西暦の年の末尾の2数字又は2英字によって識別しなければならない。

備考 モデルイヤーは、当該舟艇を販売する予定の月から12か月の期間をいう。また、モデルイヤーを標示した舟艇は、前の暦年中に建造してもよい。

4.5 船体識別番号の例 HL-HXAB7A33G293

ここに、



5. 要求事項

5.1 字の大きさ 字の大きさは、高さが6 mm以上としなければならない。

5.2 標示の永続性 船体識別番号は、変更、除去又は取替えがわかるように、彫刻、焼付け、印字、浮彫り、型込め又はその他恒久的に付着させる方法によれなければならない。プレート上に施すときは、プレートは、これを取り外すとその周囲にきずが残るような、しっかりした方法で取り付けなければならない。

5.3 場所 船体識別番号は、トランサム右げん側の視認できる位置に表示するか、若しくはトランサム頂部、ガンネル、船体と甲板の接合部又はその覆いのうち最も低いものから50mm以内の船尾近くに標示する。

5.3.1 トランサムをもつ舟艇は、船体識別番号はトランサム右げん側に標示しなければならない。

5.3.2 トランサムがない舟艇又はトランサム上の表示が実状に適さない舟艇は、船体識別番号は船尾から300mm以内に表示しなければならない。

5.3.3 略

5.3.4 略

5.3.5 膨張式ボートの場合は、強固な船尾の横ビーム又は機関ブラケットに、右舷船体取付部から300 mm以内で表示しなければならない。HINがボートの構造上容易に視認できない場合には、HINは追加分として、容易に取り外しのできない適切な場所に表示してもよい。

5.3.6 手すり、ぎ装品又は他の附属物によって、上記の規格どおりに取り付けられた船体識別番号の視認が阻害されてはならない。小形の舟艇で避けられない場合には、船体識別番号は要求する位置のできるだけ近くの視認できる位置に表示しなければならない。

— 以下略 —

33CFR NAVIGATION AND NAVIGABLE WATERS
第1章 — COAST GUARD, DEPARTMENT OF TRANSPORTATION

第181部 — 製造者に課される要件

第181.1条	A 節 総 則
第181.3条	目的及び適用
第181.4条	定 義
	引用規格
	B 節 製造者による認証 (略)
第181.21条	C 節 ボートの識別
第181.23条	目的、適用、および発効日
第181.25条	船体識別番号の必要性
第181.27条	船体識別番号の様式
第181.29条	船体識別番号付近に標示する情報
第181.31条	船体識別番号の標示
第181.33条	製造者識別コードの付与
第181.35条	製造者識別コード使用の条件 番号の撤去

D~F 節 留 保
(略)

G 節 救命設備 (PFD) の使用説明用パンフレット
(略)

A 節 総 則

第181.1条 目的および適用

この部は、46USC第43章が適用されるボートおよび艀装品の認証並びにボートの識別に関する要件を規定する。

第181.3条 定 義

“艀装品”とは、

- (1) 当初製造された状態のボートにおけるあらゆる装置、部品、若しくはコンポーネント、またはそれらの交換、修理若しくは改造のために製造され、あるいは販売される類似の部品若しくはコンポーネント。
- (2) ボート用のあらゆるアクセサリ、装置、若しくは付属品
- (3) 船上における個人用のあらゆる安全設備、アクセサリ、若しくは装置
- (4) ただし、無線装置は除かれる。

“ボート”とは、原則的に非商業用として製造され又は使用されるもの、第三者に非商業用として賃貸または用船されるもの、若しくは6人以下の旅客輸送に従事するもののいずれかをいう。

“認証日”とは、ボート又は艀装品が、その時点で有効な該当の合衆国コーストガード安全基準全てに適合していると認証された日をいう。

“製造日”とは、ボート又は艀装品が製造又は組立に着手された年月をいう。

“製造者”とは、次のいずれかに従事する者をいう。

- (1) ボート又は艀装品の製造、建造、又は組立
- (2) ボート、艀装品又はそれらの部品を販売するための合衆国内への輸入

“モデル年”とは、ある年の8月1日から始まり翌年の7月31日に終わる期間をいう。モデル年は、それが終わる時点の年をもって表す。

“販売元”とは、第三者の製造したボート又は艀装品を、自己の商標において販売又は流通させる業務に従事する者をいう。

第181.4条 引用基準

- (a) この部には、5 USC第552条(a)項に基づいて連邦政府官報の担当部長の許可を得たうえ、特定の文献が引用基準として織り込まれている。この条の(b)項に記載されている以外の版の基準を施行する場合には、連邦政府官報に変更通知を掲載し、また文献を一般に公開しなければならない。承認された文献は全て、連邦政府官報事務局800 North Capitol Street, NW., suite 700, Washington DC.並びに、水難救助および防火安全基準部門(G-MSE-4), 2100 Second Street, SW., Washington DC 20593-0001のファイルに保管されているほか、本条の(b)項記載の場所でも情報を得ることができる。
- (b) この部における引用基準として承認された文献、並びに関連のある条項は以下の通り。：
Underwriters Laboratories, Inc. 333 Pfingsten Road, Northbrook, IL 60062
UL 1123, 船舶用浮揚装置 181.703条、1995年2月17日

C 節 ボートの識別

第181.21条 目的、適用、および発効日

- (a) この節は、1971年の連邦ボート安全法の第4条が適用されるボートの識別に関する要件を規定する。
- (b) これらの改訂内容は1984年8月1日をもって発効するが、製造者は1984年1月1日から自主的にこの規則に適合してもよい。

第181.23条 船体識別番号の必要性

- (a) この部の第181.3条に規定する製造者（又は輸入者）は、この条の要件に適合する2つの船体識別番号をもって、製造または輸入する全てのボートが識別されるようにしなければならない。
- (1) この節の第181.29条(a)項及び(c)項に基づいて取り付けられる、主たる船体識別番号
- (2) この節の第181.29条(b)項及び(c)項に基づいて取り付けられる、控えの船体識別番号
- (b) 販売目的ではなく、自分自身で使用するためにボートを建造又は輸入する者は、この節の要件に適合する2つの船体識別番号をもって、当該ボートが識別されるようにしなければならない。
- (c) いかなる者も、同一の船体識別番号を2艇以上のボートに付与してはならない。

第181.25条 船体識別番号の様式

第181.23条に規定する船体識別番号は、スラッシュやハイフン、スペースで途切れない次の12文字で構成されるものとする。

- (a) 最初の3文字は第181.31条(a)項に基づいて付与される製造者識別コード、又は第181.31条(b)項に基づいて付与される輸入者呼称とする
- (b) 第4番目から第8番目までの文字は、I、O、及びQの文字を除く英文字、アラビア数字、又はその両方を使い、製造者によって付される製造番号でなければならない。
- (c) 第9番目から第10番目までの文字は、認証日が要求されていれば認証の年と月を示すものでなければならない。その他の場合は全て、第9番目から第10番目までの文字は製造日を示すものとする。標示される日付は、建造又は組立に着手した日より前であってはならず、かつ、ボートが販売のために製造又は組立場所を離れる日又は合衆国内に輸入される日より後であってはならない。第9番目の文字には、英文字を使わなければならない。年の初めの月である1月は“A”、2番目の月である2月は“B”等というように、年の最後の月である12月までを示す。第10番目の文字は、製造年又は認証年の最終桁をアラビア数字で表したものとしなければならない。
- (d) 第11番目と第12番目の文字は、アラビア数字を用いてモデル年を表し、例えば1982年ならば“82”、1983年ならば“83”というようにモデル年の末尾2桁の数字とする。

第181.27条 船体識別番号付近に標示する情報

船体識別番号から2インチ以内の船上に番号以外の情報を標示する場合には、当該情報に縁取りを施して船体識別番号と区別する、又は当該情報を別個の板に標示することにより、それが船体識別番号の一部と解釈されないようにしなければならない。

第181.29条 船体識別番号の標示

ボートの艇体上2箇所に、同一の船体識別番号を標示しなければならない。

- (a) 主たる船体識別番号は、以下のように取り付けなければならない。
- (1) トランサムのあるボートでは、右舷側のトランサム外面で、[[694ページ]]トランサム、ガンネル、若しくは艇体とデッキの接合部分のうち最も低い位置にあるものの最上面から2インチ以内に取り付ける。
 - (2) トランサムのないボート、又は實際上トランサムを使用できないボートでは、右舷側の艇体後部外面で、船尾から1フィート以内であり、かつ、艇体側面、ガンネル、又は艇体とデッキの接合部分のうち最も低い位置にあるものの最上面から2インチ以内に取り付ける。
 - (3) 船殻をたやすく交換できるカタマランやポンツーンボートでは、右舷側の船殻取り付け部から1フィート以内の艇体後部クロスビーム上に取り付ける。
 - (4) 手すり、取り付け具、若しくはその他のアクセサリ類のために船体識別番号が見えなくなる場合には、この条の(a)項規定の位置にできる限り近い場所に番号を取り付けなければならない。
- (b) 控えの船体識別番号は、ボート内部、又は取り付け具若しくはハードウェアの下で露出していない場所に取り付けなければならない。
- (c) 船体識別番号は、改竄、撤去、差し替えをすると明らかに分かるよう、彫り込み、焼き付け、刻印、浮き彫り、鑄込み、接着その他の恒久的手段を用いてボートに取り付けなければならない。別の板に番号を標示する場合には、その板を撤去すると一般に幾らかの傷跡が残る若しくは周囲の艇体部分に損傷を与えるような手段を用いて、板を固定しなければならない。船体識別番号は、取外し可能なボートの部分に取り付けてはならない。
- (d) 船体識別番号の文字は全て、高さが4分の1インチ以上なければならない。

第181.31条 製造者識別コードの付与

- (a) 第181.23条に基づき船体識別番号を取り付けるよう規定されている者は、リクリエーションルボータィング製品保証部門 2100, Second Street SW., Washington, DC 20593-0001に対し、文書で製造者識別コードの申請を行わなければならない。申請書には、製造者の名称と合衆国内の住所、製造している艇種と艇長の概要を記載しなければならない。
- (b) 合衆国の管轄区域外で製造されるボートについては、合衆国内の輸入業者がこの条の(a)項で要求されている製造者識別コードを取得しなければならない。この節の第181.3条の定義による輸入業者の申請書には、輸入業者の名称と合衆国内の住所、製造業者とその住所の一覧表、および輸入予定のボートの艇種およびサイズの概要を記載しなければならない。U.S.コーストガードがボートの輸入を目的として承認した船体識別番号制度を有する国であるならば、この節の中で規定されている製造者識別コードの代わりにその制度を活用しても良い。そのような船体識別番号制度を有する国の一覧表は、リクリエーションルボータィング製品保証部門 2100, Second Street SW., Washington, DC 20593-0001に文書で請求すれば入手することができる。
- (c) 第181.23条(b)項に基づいてボートの識別番号を取得するよう規定されている者は、ボートを原則として使用する州のボータィング法施行官庁で必要な船体識別番号を取得するか、あるいは、州のボータィング法施行官庁が船体識別番号を付与していない場合には、原則として使用する地域のコーストガード出張所で取得しなければならない。

第181.33条 製造者識別コード使用の条件

- (a) いかなる製造者若しくは輸入業者も、製造者識別コードを売却又は移譲してはならないし、他者に付与されている製造者識別コードを用いてはならない。
- (b) 製造者又は輸入業者が商号若しくは住所を変更した場合には、リクリエーションルボータィング製品保証部門 2100, Second Street SW., Washington, DC 20593-0001に対し、文書でその変更を通知しなければならない。

第181.35条 番号の撤去

U.S.コーストガードの長官が認可した場合を除き、いかなる者もこの節で要求されている番号を撤去若しくは改竄してはならない。

○船体識別番号の構成

12桁の数字及び英字で構成される

船体識別番号の例

